

夜間金庫規定

1. (使用目的)

この夜間金庫は、当金庫における本人名義の、当座預金、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に使用して下さい。

2. (契約期間)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日まで本人または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. (使用料)

(1)夜間金庫の使用料は、当金庫所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月10日(休日の場合は翌営業日)に、利用者が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳・同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヶ月としてその月から月割計算により支払って下さい。

(2)使用料は諸般の情勢により変更することがあります。

(3)契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月賦計算により返戻します。

4. (手数料)

(1)夜間金庫の利用による入金事務取扱手数料として、当金庫所定の「夜間金庫入金帳」(以下「入金帳」という)1冊ごとに当金庫所定の料金を入金帳交付時に支払って下さい。

(2)手数料は諸般の情勢により変更することがあります。

5. (使用方法)

(1)この夜間金庫を使用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類(以下「証券類」という)を、当金庫所定の入金伝票および通帳等とともに当金庫所定の入金袋(以下「入金袋」という)に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入して下さい。なお、入金伝票には、氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入して下さい。

(2)入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、レシート(投入記録票)を受け取って下さい。

6. (預金への受入処理)

(1)この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、翌営業日付をもって当金庫所定の手続により確認のうえ、指定の預金口座に入金いたしますので、遅滞なく受入金額を確認下さい。

(2)前項の取扱いにあたり、入金伝票に記載された金額が当金庫で確認した現金、証券類の金額と相違している場合には、預金への入金額は、当金庫で確認した金額によるものといたします。この処理をしたうえは、当金庫はその責任を負いません。

7. (入金袋等の返却)

入金袋ならびに通帳等は、当金庫の入金手続終了後返却しますので、営業時間中に来店のうえ受け取って下さい。

8. (鍵の保管等)

(1)金庫扉鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行って下さい。

(2)入金袋の鍵正副のうち正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し、入金袋の開閉に使用しま

す。

9. (鍵・入金袋の喪失・き損)

金庫扉鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、または、き損したときは直ちに書面によって当金庫に届出て下さい。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担して下さい。

10. (損害の負担等)

この夜間金庫の使用にあたり、災害事変、その他の不可抗力により損害、夜間金庫扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない使用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

11. (届出事項の変更等)

(1) 印章、名称、代表者、住所、その他届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫へ届出て下さい。

(2) 前項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(3) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または、到着しなかったときでも、通常到着すべき時に到達したものとみなします。

12. (金庫の修繕、移転等)

この夜間金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が夜間金庫の一時利用中止または金庫・扉・入金袋の変更・取替えを求めたときは、直ちにこれに応じて下さい。

13. (解約等)

(1) この契約は、本人または当金庫の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、当金庫所定の書面により届出るとともに、金庫扉鍵、入金袋、および入金袋正鍵を直ちに当金庫へ返却して下さい。

なお、投入口鍵、入金袋または入金袋正鍵を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができます。この場合、当金庫から解約の通知があったときは投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を直ちに当金庫に返却して下さい。

第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

① 本人が使用料、手数料、その他本人が負担すべき費用を支払わないとき。

② 本人について相続の開始があったとき。

③ 本人の責めに帰すべき事由により、当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。

④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき。

⑤ 本人がこの規定に違反したとき。

(3) この夜間金庫は、次の各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の使用申込をお断りするものとします。

① 本人が当金庫との取引申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力

団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用をき損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他本号AからDに準ずる行為

(4) 使用料の精算は投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵が当金庫へ返却された時をもって行います。

(5) 使用料、手数料、その他本人が負担すべき費用が支払われないときには、夜間金庫の利用があっても当金庫は入金袋を留め置き、返却しないことができます。

このために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

1 4. (譲渡・転貸等の禁止)

この夜間金庫の使用権は、譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、金庫扉鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

1 5. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

1 6. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他の相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他の相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上